

# 財団法人二十一世紀職業財団寄附行為

昭和61年 4月21日許可

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人二十一世紀職業財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て必要な地に従たる事務所を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、女性労働者、子の養育又は家族の介護を行う労働者及び短時間労働者（以下「女性労働者等」という。）の能力の発揮のための雇用管理の改善、労働者の仕事と生活の両立のための支援等の諸事業を行うことにより、企業における良好な雇用環境の整備及び女性労働者等の福祉の増進を図るとともに、経済社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 女性労働者等の雇用管理及び福祉並びに労働者の仕事と生活の両立のための支援に関する調査・研究
- (2) 女性労働者等の雇用管理及び福祉並びに労働者の仕事と生活の両立のための支援に関する情報・資料の収集、提供
- (3) 女性労働者等の雇用管理及び福祉並びに労働者の仕事と生活の両立のための支援に関する研修、講演会の開催
- (4) 女性労働者等の雇用管理及び労働者の仕事と生活の両立のための支援に関する相談
- (5) 非就業者の就職準備等のための情報の提供及び相談
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 財産及び会計

#### (財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 財産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 賛助会費
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

#### (財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で、基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

#### (財産の管理)

第7条 この法人の財産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、又は確実な信託会社に信託し、あるいは国債、公債等確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

#### (基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、厚生労働大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

#### (経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

#### (事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3か月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。

(長期借入金)

第12条 この法人が、資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、厚生労働大臣の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利放棄)

第13条 前条に定めるもののほか、この法人が新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経なければならない。

(会計規程)

第14条 この章に定めるもののほか、この法人の財務及び会計に関し必要な事項について、理事会の議決を経て、会長が会計規程を別に定める。(会計年度)

第15条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第4章 役員

(種類及び定数)

第16条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事 10名以上15名以内(会長を含む。)
- (4) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事とすることができる。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により、会長、理事長及び専務理事を選任する。

3 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞

なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(職務)

第18条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、この法人を代表し、会長の意を受けてこの法人の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事長及び専務理事のいずれにも事故があるとき、又は理事長及び専務理事のいずれも欠けたときは、あらかじめ会長の指名する理事が、理事長の職務を代行する。

5 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、この法人の業務を議決する。

6 監事は、次の業務を行う。

(1) 財産の状況を監査すること

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること

(3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は厚生労働大臣に報告すること

(4) 前号の報告をするため、必要があるときは、理事会又は評議員会の招集を請求し、若しくは第5章又は第6章の定めにかかわらず、理事会又は評議員会を招集すること

(任期)

第19条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第20条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

2 前項の場合、理事会及び評議員会において、議決の前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第21条 役員は、有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 役員の報酬及び費用の弁償に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

## 第5章 理事会

(構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(権能)

第23条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(招集)

第24条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、毎年2回これを開催する。

3 臨時理事会は、次の場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 理事現在数の3分の1以上の理事が、付議すべき事項を示して請求した場合

(3) 第18条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があった場合

4 理事会は、前項第3号の場合を除いて会長が招集する。

5 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的である事項、その内容、日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって、7日前までに通知しなければならない。ただし、会長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この日数を短縮することができる。

(議長)

第25条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第27条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事会が公益を目的とする事業以外の事業に関する事項を議決するときは、理事現在数の3分の2以上の議決を必要とする。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として、表決を委任することができる。

2 この場合において、前2条の規定の適用については、当該理事は理事会に出席したものとみなす。

3 会長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、書面又は持ち回りの方法により全理事の賛否を求め、理事現在数の過半数の同意をもって理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 出席した理事の数及び氏名

(書面表決者及び表決の委任者については、その旨を付記する。)

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、その理事会に出席した理事のうちから、その理事会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第6章 評議員及び評議員会

(評議員)

第30条 この法人に、評議員10名以上15名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。
- 3 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 4 評議員には、第19条、第20条及び第21条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第31条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、会長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第24条第3項第3号及び第26条から第29条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し、必要な事項は理事会で定める。

## 第7章 顧問

(顧問)

第32条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、会長に助言する。

## 第8章 事務局

(事務局及び職員)

第33条 この法人の業務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

(備付書類及び帳簿)

第34条 この法人の主たる事務所には、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な書類及び帳簿

## 第9章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第35条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の認可を得なければ、変更することができない。

(解散)

第36条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の認可があったとき、解散することができる。

(残余財産の処分)

第37条 この法人が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得て、この法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第10章 賛助会員

(賛助会員)

第38条 この法人の目的に賛同する者を、この法人の賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

## 第 1 1 章 補則

(細則)

第 3 9 条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可があった日から適用する。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算書は、第 1 0 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立初年度の会計年度は、第 1 6 条の規定にかかわらず、設立許可があった日から、昭和 6 2 年 3 月 3 1 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の役員は、第 1 8 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによることとし、その任期は第 2 0 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 6 3 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則

この改正は、平成 5 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 5 年 1 0 月 1 2 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 6 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 7 年 9 月 2 6 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 1 0 年 6 月 3 0 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 1 2 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 1 3 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 1 3 年 1 1 月 1 6 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 1 6 年 4 月 5 日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年7月10日から施行する。ただし、第4条第7号の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年5月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年1月1日から施行する。